

広報 はむら

4月15日号
令和4(2022)年

大正土手で咲き誇る枝垂桜は
羽村市制10周年を記念して
福島県人会から贈られた三春の
滝桜なんだって。市外からも
たくさんの方がこの美しい桜を
見に来ていたりん♪
(3月28日撮影)



広報はむら

令和4年4月15日号

令和4(2022)年4月15日発行 第1067号
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> / ns102000@city.hamura.tokyo.jp
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ③336 FAX 042-554-2921

親水公園に水あそび場がオープンします

ゴールデンウィークに、水上公園の一部（親水公園）を水あそび場として開放します。

期 間 4月28日(木)～5月8日(日)の午前9時～午後4時30分

【利用上の注意】

- 小さなお子さんには保護者の付添いをお願いします。
- けが防止のため、はだしで遊ばないでください。
- ごみは、必ず持ち帰ってください。



- ※ 更衣室・シャワーは利用できません。
- ※ 駐車場はありません。公共交通機関、自転車または徒歩でお越しください。
- ※ 気象警報発令時などは臨時休園する場合があります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開園状況が変更になる場合があります。

問合せ 土木課公園管理係 ☎283

はい!

こちら消費生活センター

お試し1回のもりが定期購入に

問合せ 消費生活センター ☎641



【事例】
中学生の娘が無料動画サイトの
広告を見て、母親に無断で500
円の除毛クリームを注文した。数
日後に届いたが、6回の定期購入
コースであること、2回目以降の
商品代金が9980円と高額であ
ることが分かり、すぐに解約しよ
うと連絡したがつながらない。ど
うしたらよいか。

【回答】

今回の相談では、未成年者が親
権者の同意を得ずに契約したので契
約の取消しができるため、消費生活
センターから販売店に通知したこ
ろ、取消しが認められました。

SNSの広告を見て申し込んだ商
品のトラブルが増加しています。1
回だけのつもりで注文したら、2回
目からは高額となる定期購入だっ
たというトラブルは以前からもあり
ました。このトラブルの増加を受け
て、今年の6月1日からは、申込み

の最終画面に契約内容(商品の分量、
販売価格、支払いの時期・方法、引
渡し時期、返品や解約方法、連絡
先・条件、期限のある場合の申込期
間)を表示することが義務付けられ
ます。また、定期購入ではないと誤
認させる表示により申し込んだ場合
に、申込みを取り消すことができる
ようになります。

【アドバイス】

商品を注文する際には「初回無
料」や「お試し価格」という広告
の文言を安易に信用せず、最終確
認画面で契約内容や解約条件・返
品特約などをしっかり確認しま
しょう。

また、4月から成年年齢が18歳
に引き下げられたので、18歳・19
歳の方は、今回の相談のような未
成年者の契約取消しはできなくな
りました。契約に当たっては、内
容や条件をよく確認しましょう。

愛情ギュッとす〜っとはむら



市公式サイト



市公式PRサイト



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube

